

市民葬儀取扱指定店となられた皆様

川崎市市民葬儀を実施する際には、次の点に御留意くださいますようお願いいたします。

1. 指定業者が主体となって葬儀サービスを提供するとともに、責任をもって葬儀に立ち会うことができること。【川崎市市民葬儀実施要領第4条の2第6号】

- ①指定店は、実施する市民葬儀について、主体となり葬儀サービスを提供し指定店として責任をもって立ち会わなければなりません（市民葬儀の受付・相談のみを行い、葬儀当日に指定店の立会いがない場合は、規定違反となります）。

2. 市は、市民葬儀葬祭券（以下「葬祭券」という。）（様式7）をホームページ及び「市民葬儀のご案内」に掲示するものとする。【川崎市市民葬儀実施要領第5条第1項】

- ①指定店は、利用者から市民葬儀の相談を受け付けた際には、市の規格を説明のうえ、自社で提供する市民葬儀の内容について、事前にホームページ・書面・データ等を用いて利用者に確認を行い、了解を得たうえで、市の指定様式7の葬祭券を提出させなければなりません。
- ②令和4年4月1日以降、各区区民課における葬祭券の配布は廃止となります。指定店は、市ホームページから葬祭券をダウンロードする等して対応しなければなりません。また、市民向けパンフレット「市民葬儀のご案内」へ新たに葬祭券を差し込むこととしますので、利用者が直接指定店へ持ち込むことも可とします。

3. 指定業者は、葬祭の申し込みを受けたときは懇切丁寧かつ迅速に取り扱わなければならない。【川崎市市民葬儀実施要領第5条第4項】

- ①指定店は、利用者から市民葬儀の相談を受け付けた際には、市の規格を説明のうえ、自社で提供する市民葬儀の内容について、事前にホームページ、書面、データ等を用いて、利用者に確認を行い、了解を得たうえで、取り扱わなければなりません。
- ②指定店は、自社で提供する市民葬儀の内容について、利用者から了解が得られない場合は、他の指定店を紹介する等して、利用者が市民葬儀を利用しやすくなるよう対応しなければなりません。
- ③指定店は、利用者の葬儀の日程希望にできる限り応じなければなりません。

4. 指定業者は、利用者が別表に定める規格Aを希望する場合には、提供する祭壇について、ホームページやパンフレット等を用いて事前に利用者に内容を提示し、確認しなければならない。【川崎市市民葬儀要領第5条第5項】

- ①指定店は、利用者が規格Aを希望する場合には、自社が提供する祭壇について、ホームページやパンフレット等を用いて事前に利用者に内容を提示し、確認する必要があります。その際には、申請時に市に提出した見本写真と同様の祭壇としなければなりません。
- ②祭壇が利用者の希望に沿わない場合には、他の指定店を紹介する等の対応をしなければなりません。

5. 指定業者は、利用者から別表に定める市民葬儀の規格料金の内訳を求められた場合には、利用者に料金の内訳を提示の上、説明しなければならない。【川崎市市民葬儀要領第5条第6項】

①指定店は、利用者から市民葬儀の規格料金に係る内訳の提示を求められた場合は、申請時に市に提出した料金内訳を用いて説明し、了解を得なければなりません。

6. 指定業者は、市民葬儀の規格以外に追加の費用が発生する場合には、事前に利用者に内容と料金を提示の上、説明しなければならない。【川崎市市民葬儀要領第5条第7項】

①指定店は、市民葬儀の規格以外に追加の費用が発生する場合（利用者の希望による追加も含む）には、事前に追加に必要となる内容と金額を提示して説明しなければなりません。

7. 指定業者は、取り扱った当月分の市民葬儀を市民葬儀利用報告書（様式8）に記載し、翌月10日までに提出しなければならない。【川崎市市民葬儀要領第5条第8項】

①指定店は、取り扱った市民葬儀（1葬儀1枚に記載となります）について、「市民葬儀利用報告書（様式8）」を用いて、当月分を取りまとめのうえ、翌月10日までに市へ報告しなければなりません（市への報告書の提出は、郵送・持参・電子メールのいずれでもかまいません）。

②市民葬儀取扱指定店の審査を行った令和3年度の川崎市市民葬儀運営協議会において、市民葬儀制度の見直し後の指定となることから、利用者からはこれまでとは異なる御意見や御要望が寄せられることが想定されるとの指摘がありましたため、指定店が市民葬儀を実施した際には、利用者から積極的に御意見等を受けるようにし、その内容を「市民葬儀利用報告書（様式8）」に記載のうえ、市へ提出してください。今後の市民葬儀制度のあり方検討の材料とさせていただきます。

川崎市健康福祉局保健医療政策部

保健医療政策課施設調整担当

電 話 044-200-0457

FAX 044-200-3986

E-mail 40iryose@city.kawasaki.jp

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地